

10. 大学院教職課程

大学院博士前期課程において取得できる教育職員免許には中学校専修免許・高等学校専修免許がある。これは、1種免許をもっていることを前提として授与される、より上級の免許である。専修免許の取得は、以下の方法による。詳細については大学院生用の『教職課程の手引き』を参照のこと。

(1) 既に1種免許を取得している場合

① 1種免許状の教科と大学院博士前期課程で取得できる免許状の教科が同じ場合

免許教科ごとに決められている、大学院博士前期課程の教職課程認定科目を24単位以上修得し、博士前期課程を修了すること。

大学院前期課程修了時に免許状を取得するためには、大学院2年次の7月に一括申請（p.22～を参照）の申込をする必要がある。但し、その年度に大学院を修了しない場合には、次年度以降に申請する。

なお、博士前期課程を修了しなくても、1年以上在籍し教職課程認定科目を30単位以上修得すれば、個人申請によって専修免許状を取得することができる。

* 大学院の履修科目として登録した学部科目、他大学で修得した科目及び論文指導は教職課程認定科目には含まれない。

② 1種免許状の教科と大学院博士前期課程で取得できる免許状の教科が異なる場合

専修免許は取得できない。

(2) 1種免許状を取得していない場合

科目等履修生(教職課程履修コース)として大学院とは別に在籍することによって1種免許に必要な単位を修得すれば、専修免許状を取得することができる(大学院生として学部科目を履修しても1種免許に必要な単位としては認められない)。科目の履修については、出身大学で交付を受けた教員免許用「学力に関する証明書」または「単位修得証明書」を課程センター窓口を持参し、必ず履修指導を受けること。

* 大学院前期課程修了時に免許状を取得するためには、大学院2年次の7月に一括申請（p.22～を参照）の申込をする必要がある。但し、その年度に大学院を修了しない場合には、次年度以降に申請する。

(3) 専修免許に有効な単位の条件

専修免許状の申請を一種代用で行う場合に基礎となる1種免許状の取得根拠が免許法第6条の場合は、第5条を根拠として専修免許を取得することができない。

(4) 既に教員免許状を有し、中学・高校等の教員として3年以上実務経験がある場合

教職員免許法第6条(教育職員検定)の規定により、本学で必要単位数(原則15単位以上)を修得し、各都道府県が主催する「教職員検定」を受けることにより、免許状を取得することができる。この場合、実務経験年数により修得単位数が変わるので、詳細は各都道府県教育委員会に問い合わせること。